

協議第21号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取り扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年5月23日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	公共的団体等の取扱い			細項目	
事務事業名				専門部会名	分科会名
調整方針	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。				
分類	西条市	東予市	丹原町	小松町	備考
住民活動関係	西条市連合自治会	東予市連合自治会	丹原町区長会	小松町連合自治会	
交通・防犯関係	西条地区交通安全推進協議会		丹原町交通安全推進協議会	小松町交通安全推進協議会	
	西条市交通安全母の会連合会	東予市交通安全母の会連合会	丹原町交通安全母の会連絡協議会	小松町交通安全母の会	
		東予市防犯協会	丹原町防犯協会	小松町防犯協会	
環境関係	西条食品衛生協会	周桑食品衛生協会	周桑食品衛生協会	周桑食品衛生協会	
福祉関係	西条市民生児童委員協議会	東予市民生児童委員協議会	丹原町民生児童委員協議会	小松町民生児童委員協議会	
	西条市社会福祉協議会	東予市社会福祉協議会	丹原町社会福祉協議会	小松町社会福祉協議会	社会福祉法第107条により統合が必要
	愛媛県遺族会西条市支部	愛媛県遺族会東予市支部	丹原町戦没者遺族会	小松町遺族会	
	西条市傷痍軍人会	東予市傷痍軍人会	丹原町傷痍軍人会	小松町傷痍軍人会	
	西条市傷痍軍人妻の会	東予市傷痍軍人妻の会	丹原町傷痍軍人妻の会	小松町傷痍軍人妻の会	
	軍人軍属恩欠者全国連盟愛媛恩欠連西条支部		旧軍人軍属恩給欠格者丹原町支部		
	愛媛県人権対策協議会西条支部	愛媛県人権対策協議会東予市支部	愛媛県人権対策協議会丹原支部		
	西条市老人クラブ連合会	東予市老人クラブ連合会	丹原町老人クラブ連合会	小松町老人クラブ連合会	
	社団法人西条市シルバー人材センター	社団法人東予市シルバー人材センター	丹原町ミニシルバー人材センター	小松町シルバーゆう	
	西条市中心身障害者団体連絡協議会			小松町身体障害者扶相会	
		東予市身体障害者協議会	丹原町身体障害者共栄会		
	視力障害者協会	東予市視力障害者協会			
	聴覚言語障害者協会	東予市ろうあ協会			
	難聴者協会				
	肢体不自由児者父母の会	東予・周桑肢体不自由児（者）父母の会	東予・周桑肢体不自由児（者）父母の会	東予・周桑肢体不自由児（者）父母の会	
	白十字会				
腎臓病患者友の会					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	公共的団体等の取扱い				細項目		
事務事業名					専門部会名	分科会名	
調整方針							
分類	西条市	東予市	丹原町	小松町	備考		
福祉関係	手をつなぐ育成会	東予周桑手をつなぐ育成会	東予周桑手をつなぐ育成会	東予周桑手をつなぐ育成会			
	自閉症児親の会						
	クローバーの会						
	さくら家族会	精神障害者家族会「いしづち会」	精神障害者家族会「いしづち会」	精神障害者家族会「いしづち会」			
			公立周桑病院つくし家族会	公立周桑病院つくし家族会			
		東予市地域活動連絡協議会	丹原町ともしび母親クラブ連絡協議会	小松町地域活動連絡協議会			
	西条市VYS 連合協議会	東予市・周桑郡VYS 連合協議会	東予市・周桑郡VYS 連合協議会	東予市・周桑郡VYS 連合協議会			
	西条市母子寡婦福祉連合会	東予市母子寡婦福祉連合会	丹原町母子寡婦福祉会	小松町母子寡婦福祉会			
保健医療関係	西条市医師会	周桑医師会	周桑医師会	周桑医師会			
	愛媛歯科医師会西条支部	愛媛歯科医師会東予・周桑支部	愛媛歯科医師会東予・周桑支部	愛媛歯科医師会東予・周桑支部			
	西条市健康づくりホラソニア協議会(さいあい会)	東予市保健栄養推進協議会	丹原町食生活改善推進協議会	小松町保健栄養推進協議会			
農林水産関係	西条市農業協同組合	周桑農業協同組合	周桑農業協同組合	周桑農業協同組合			
	東予園芸農業協同組合	東予園芸農業協同組合	東予園芸農業協同組合	東予園芸農業協同組合			
	新居宇摩農業共済組合	東予農業共済組合	東予農業共済組合	東予農業共済組合			
	西条市地域営農推進協議会	東予市営農指導協議会	丹原町営農指導協議会	小松町営農指導協議会			
	西条市農家生活改善実行グループ連絡研究会	東予市生活改善実行グループ連絡協議会	丹原町生活改善実行グループ連絡協議会				
	西条市農業者協議会	東予市青年農業者連絡協議会	丹原町青年農業者連絡協議会	小松町青年農業者連絡協議会			
	西条市森林と緑の推進協議会	東予市森林と緑の推進協議会	丹原町森林と緑の推進協議会	小松町森林と緑の推進協議会			
	新居森林組合	周桑森林組合	周桑森林組合	周桑森林組合			
	西条漁業協同組合 西条市ひうち漁業協同組合 西条市禎瑞漁業協同組合	壬生川漁業協同組合 河原津漁業協同組合 多賀漁業協同組合 吉井漁業協同組合					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	公共的団体等の取扱い			細項目	
事務事業名				専門部会名	分科会名
調整方針					
分類	西条市	東予市	丹原町	小松町	備考
農林水産関係	加茂川漁業協同組合			加茂川漁業協同組合	
		大曲川漁業協同組合	大曲川漁業協同組合		
	中山川漁業協同組合	中山川漁業協同組合	中山川漁業協同組合	中山川漁業協同組合	
	土地改良区(15団体)	土地改良区(16団体)	土地改良区(3団体)	土地改良区(10団体)	
商工観光関係	西条商工会議所	東予市商工会議所	丹原町商工会	小松町商工会	
	西条市観光協会	東予市観光協会	丹原町観光協会	小松町観光協会	
港湾関係	東予港(西条地区)管理協議会	東予市海事振興会			
教育関係	西条文化協会	東予市文化協会	丹原町文化協会	小松町文化協会	
			丹原町連合青年団		
	西条市PTA連合会	東予市PTA連合会	丹原町小中学校PTA連絡協議会	小松町PTA連絡協議会	
	西条市連合婦人会	東予市連合婦人会	丹原町連合婦人会	小松地区婦人会 石根地区婦人会	
	西条市婦人団体連絡協議会			小松町女性団体連絡協議会	
		東予市愛護班連絡協議会	丹原町愛護班連絡協議会	小松町愛護班連絡協議会	
	西條史談会	東予史談会		小松史談会	
		郷土芸能保存会		小松町郷土芸能保存会	
	西条市スポーツ少年団	東予市スポーツ少年団	丹原町スポーツ少年団連絡協議会	小松町スポーツ少年団	
	財団法人西条市体育協会	東予市体育協会	丹原町体育協会	小松町体育協会	
	愛媛県同和教育協議会西条支部	東予市同和教育協議会	丹原町同和教育協議会	小松町同和教育協議会	

## 公共的団体等の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

(第3項 第4項 省略)

[解説]

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくともよい。

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

(行政事例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(国、都道府県等の協力等)

第16条 (第1項~第7項 省略)

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

## 先例地の事例

[西東京市]

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

2市独自の団体は、現行のとおりとする。

[徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会]

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

[宇摩合併協議会]

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

4市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。

統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。

[南宇和合併協議会]

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

1. 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等を基に、そのあり方に協議していくものとする。

2. 新町との一体性を保つため、合併時に統合したほうがよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

3. 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。